

様式

会議の名称	平成30年度第3回本庄市下水道事業審議会
開催日時	平成30年12月26日(水) 午前・午後 2時52分から 午前・午後 4時24分まで
開催場所	本庄市役所503会議室
出席者	審議会：清水静子委員、粂田平一郎委員、清水正一委員、八木義一委員、石井久友委員、飯塚庸雄委員、浅田郁夫委員、井田隆雄委員、内田一弘委員、千葉満夫委員 事務局：福島上下水道部長、佐藤課長、峰岸課長補佐、山下課長補佐、大島主査、皆川主査、田野主任、松岡主事
欠席者	なし
議題 (次第)	1. 開会 2. 議題 第1号 公共下水道事業における使用料金等の適正化について 第2号 答申書(案)について 3. その他 4. 閉会
配付資料	平成30年度第3回本庄市下水道事業審議会次第 資料1 第2回本庄市下水道事業審議会会議録 資料2 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律 資料3 下水道料金改定日程表 資料4 答申書(案) 資料5 平成30年度本庄市下水道事業審議会開催日程(変更案) 資料6 料金試算表
その他特記事項	なし
主管課	上下水道部下水道課

会 議 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局	<p>これより第3回下水道事業審議会を開催させていただきます。会議の進行につきましては次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>続きまして、本日の会議の成立についてご報告させていただきます。本庄市下水道事業審議会条例第6条第3項で「審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」とされております。本日、ご出席いただいております委員の皆様は10名中10名でございますので、会議を開催するに必要な過半数に足りておりますことをご報告させていただきます。議事に入る前に、第2回審議会の内容について、皆さまにご確認いただきたいと思っております。それでは、事務局より説明させていただきます。</p>
事務局	(第2回審議会会議録について説明)
事務局	<p>それでは議事に入らせていただきます。議事の進行につきましては、審議会条例第6条第2項により「会長は、会議の議長となり、議事を整理する。」となっておりますので、議事の進行は清水会長にお願い致します。</p> <p>なお、委員の皆さまにおかれましては、発言の際は挙手のうえ、議長の許可を頂いてから発言していただきますようお願い致します。</p> <p>清水会長よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>これより議長として議事を進めさせていただきますので、皆様のご協力をお願い致します。なお、本日の会議につきましては、第1回の審議会で決定したとおり、答申が出るまでは非公開といたしますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。それでは議事に入らせていただきます。議案第1号公共下水道事業における使用料金等の適正化について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(資料配布)</p> <p>(料金改定率34%と改定率19%について資料をもとに説明)</p> <p>(公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律について説明)</p> <p>下水道料金については、改定率19%についてご提案させていただいておりますが、引き続き皆さまにご審議いただきまして、統一したお答えを出していただければと思っております。</p>
会長	<p>ただ今事務局より説明がありました、議案第1号公共下水道事業における使用料金等の適正化について、ご質疑ご意見ございます方は、挙手のうえ、ご発言をお願い致します。</p>
委員	<p>公衆浴場として、湯かっこは対象外ということでしょうか。</p>

事務局	湯かっことは物価統制令に基づいた入浴料金を採用していない為、該当しておりません。
委員	工業団地で使用している下水道料金はどうなっているのでしょうか。工業団地の中にお弁当会社がありまして、水を大量に使うと聞いております。そういうところの料金はどうなるのでしょうか。
事務局	<p>改定率19%の資料にある料金設定の表をご覧ください。下水道については、使えば使うだけ、単価が高くなります。今回そのお弁当工場が公共下水道に接続するとなりますと、かなりの量を使用しますので、一般家庭から比べると割高な料金になります。</p> <p>使えば使うだけ単価が上がることを累進性といいます。ほとんどの自治体がこの累進性を採用しております。本来一般家庭等であれば、通常の管で済むところを、工業団地等の大きな工場があるところは、太い管等で施工しており、通常よりも経費を余計にかけています。こうした考え方から、使えば使うほど割高になる設定がされております。児玉の工業団地については、まだ公共下水道に接続されておりませんが、今後接続予定のため、こちらでも準備はしています。完成した際には、是非接続していただくようお願いしていきたいと考えています。</p>
委員	下水道料金は上水道のメーターによって決まるということで変更はありませんか。農業集落排水地区については、水道と井戸水を併用している家庭が多いので、水道量=下水道料金となりますと、料金に差が出てくると思うのですが、どうなのでしょう。
事務局	農業集落排水については、現在、人数によって料金の設定がなされております。公共に接続するとなりますと、井戸メーターを設置し、排水した量を算定し、それにより下水道料金をいただく予定です。都島地区については、今後公共下水道へ接続する予定ですので、そういった説明をさせていただいています。仁手地区については、農業集落排水を供用開始したばかりですので、今まで通り、基本料金+人数分の料金ということになります。
委員	以前、他市で、地下水とうまく配管をつないだため、水道量に反映しなかったケースがありました。公衆浴場等は定期的に検査をしているのでしょうか。また、料金を滞納されるご家庭へのアプローチはどうなっているのか、お聞きしたいです。
事務局	排水については、下水道へ流すときには検査を行っており、井戸水を使用していれば、メーターをつけていただいております。滞納について、下水道料金は水道料金と一緒に徴収しておりますので、水道課へ事務を委任しています。井戸のみを使用しているお宅については、下水道課にて対応するかたちになると思います。
委員	国会で上水道の民営化法案が可決されました。上水道の民営化がされた場合に、下水道への関連性はありますか。料金に反映されるのでしょうか。

様 式

事務局	下水と水道は全く別物ですので、水道法が改正になったからといって、それが下水道料金に反映されることはないかと思われます。
委員	流域下水道は本庄市の他、神川町・美里町・上里町が同じ処理場に流しており、結果として、負担金の単価が決まっています。ということは、本庄市以外の町の下水道使用量が増えてこないで単価が落ちてこないのではないかなと思います。県を通じて、周辺の下水道使用者の増加に繋がるような働きかけをしていただくことで、結果として本庄市の負担金が下がると思います。是非、地域の中心となって、全体の使用者増加に繋がる働きかけをお願いしていただけないでしょうか。
事務局	流域の幹事会というのがございますので、相談していきたいと思います。流域へは本庄市が9割ほど支払いしている状況ですので、他の町にも、現在整備したところだけは、普及を上げていただきたいということをお願いしております。県を通じて、再度お願いしていこうと考えております。
委員	流域維持管理負担金の単価の件ですが、前回の説明の中で、県内でバラバラでした。県下平均して同じような単価をお願いしたほうが良いと思います。そうした要望等の状況はどうなっていますか。
事務局	市長等をはじめ、県にお願いしていく方向です。
委員	検討に検討を重ねて、この19%が妥当な線ということはわかるのですが、もう少し現行との差を少なくできないでしょうか。
委員	消費税も増税になりますので、改定率をもう少し落とせないでしょうか。
事務局	当課といたしましては、改定率19%で検討をお願いしているところですが、来年度は消費税の改定もありますので、利用者の負担を軽減する為に多少なりとも検討しております。これから資料をご用意させていただきますので、少しお時間をいただければと思います。 会長よろしくお願ひ致します。
会長	それでは、事務局が資料を用意するまで、休憩といたします。 (休憩) それでは、ただいまより審議を再開いたします。事務局は説明をお願い致します。
事務局	本日の配布資料9頁をご覧ください。下水道料金改定のスケジュールです。今後のことも含めまして、先に説明させていただきます。 (下水道料金改定のスケジュールについて説明) 数名の委員さんから料金改定についてご意見をいただいているところですが、事務局としましても、料金改定が10月1日ということで、消費税の改正等もあり、色々と苦慮しているところでございます。 (資料配布) 皆さまにお配りしましたのが、改定率15%のものでございます。15%の考え方をご説明させていただきます。第1回からご説明しておりますが、

	<p>今後新たに増えると見込まれるものが2つございます。1つ目が流域下水道へ支払う維持管理負担金の値上げです。4月1日より11円値上がりし、83円となることを見込みますと、今後5年間の平均で年間5,500万円程度増加します。2つ目がストックマネジメント関連で、施設の長寿命化をはかりながら維持管理をしていかななくてはならないため、5年間の平均で年間4,300万円程度かかる見込みです。改定率を15%とした場合は約9,990万ということで同額程度の使用料収入が見込めます。市からの繰入金の額は変わりませんが、このままでいけば増える1億円を何とか使用料で負担していただきたいと考えております。これが最終的な事務局の考えになります。</p> <p>もし、この改定率で答申を出していただいたとしても、最終的な判断は市の料金検討委員会や庁議になりますので、結果については確定するものではありません。しかし、下水道課といたしますと、これまでの審議のなかで出た結果ということで尊重し諮っていきたいと考えておりますので、この改定率で再度ご審議いただいた上でお答えを出していただければと思います。</p>
会長	<p>ただ今事務局より説明がございました改定案について、ご質疑ご意見ございます方は挙手にて発言をお願い致します。</p>
委員	<p>検討委員会とはどういった組織でしょうか。</p>
事務局	<p>副市長が委員長となりまして、その他財政部長等が入りました組織でございます。まず値上げに関する考え方から始まりまして、金額等が適正化どうかを検討していただく委員会でございます。</p>
委員	<p>改訂が決定されて、実際に料金があがるのはいつからでしょうか。</p>
事務局	<p>順調にスケジュール通りにいきますと10月1日に新料金が設定できればと考えております。水道料金も下水道量金も2ヶ月ごとに請求させていただいております。下水道料金も消費税も同じ考え方になりますが、9月・10月分は11月に検針しますが、9月分は消費税8%、10月分は10%になり、正確に半分ずつとはできないので、これについては特例で、消費税8%、料金についても旧の料金を設定します。前回消費税が5%から8%になったときも同じように扱っていただいたので、今回も同じような形で特例により行ないたいと思っております。</p>
会長	<p>他に質疑等ございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、質疑等について終結したいと思います。皆様ご異議ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議ないものと認め、質疑を終了いたします。それでは皆さまにお諮りします。議案第1号公共下水道事業における使用料金等の適正化については下水道料金を引き上げ改定することにより適正化を図ることとしてよろ</p>

	<p>しいでしょうか。賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(9名挙手)</p> <p>賛成過半数によりまして、議案第1号公共下水道事業における使用料金等の適正化については原案のとおり決定をします。</p> <p>続きまして、議案第2号答申書(案)について、事務局より説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>(答申書(案)について説明)</p> <p>こちらについて、ご審議いただいた上で、確定したものを市長に答申していただければと考えております。文章については時間をかけて見ていただきたいので、可能であれば、本日の審議等については次回にさせていただきたいと思っております。</p>
会長	<p>ただいま事務局より説明がございました議案第2号答申書(案)についてのご質疑ご意見につきましては次回第4回本庄市下水道事業審議会にて審議いただく予定となっております。委員の皆さまにおかれましては、改めて内容をご確認いただき、次回の審議会でご審議いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>以上で本日の審議は終了いたします。皆様ご協力誠にありがとうございました。</p>
事務局	<p>清水会長ありがとうございました。</p> <p>それでは次第のその他でございますが、事務局より今後の審議会の開催についてご報告をさせていただきます。</p>
事務局	<p>(開催日程の変更・市長への答申について説明)</p>
事務局	<p>事務局からは以上です。委員の皆さまからご質問等はございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>特にないようですので、閉会に移らせていただきます。閉会は職務代理者の清水委員からご挨拶を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p>
職務代理者	<p>これをもちまして、第3回本庄市下水道事業審議会を閉会といたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

本庄市下水道事業審議会

会長 清水静子